

主任技術者及び監理技術者の配置について

令和3年2月16日
川 辺 町

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

監理技術者等については、以下のように取り扱いますので、留意願います。

① 主任技術者から監理技術者への変更

受注時に主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更により、工事途中で下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）となった場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置すること。

② 監理技術者等の途中変更

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工事途中での交代は原則認められていませんが、これが認められる場合として監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等が考えられます。

1. 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
2. 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
3. ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

③ 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。直接的な雇用とは監理技術者等と所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員などは認められない。また専任の監理技術者等については入札日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

④ 営業所専任技術者が非専任の現場配置技術者になることができる場合

営業所と常時連絡が取り得る体制にあるものについては、非専任の監理技術者等になることができる。

⑤ 工事現場ごとの専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は専任の主任技術者がこれを兼務することができる。この場合、兼務可能工事は原則として2件とする。またこれ以外に特に発注者が必要と認めた場合は兼務することができる。

※この規定は、監理技術者には適用されません。

建設工事における現場代理人常駐緩和（兼務）について

令和3年2月16日
川 辺 町

現場代理人については工事現場ごとに常駐を義務付けていますが、次の要件を全て満たす者については、他の工事の現場代理人との兼務を認めることとしますのでお知らせします。

■現場代理人の兼務を認める要件（全ての要件を満たすこと）

- (1) 川辺町発注の建設工事で工事場所が町内であること。
- (2) 兼務することができる工事の件数は合計2件までとする。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼務を行う工事の請負金額（受注金額）の合計が3,500万円未満であること。
- (6) 「現場代理人の兼務申請書」（別添）の提出より、発注者の承認が得られた場合。

ただし、令和3年2月15日から令和4年3月31までの公告案件（指名競争案件を含む）については以下のとおり運用します。

現場代理人の兼務を認める要件を全て満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるものとする。ただし、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とする。また、対象には従前の取扱いにより発注済の工事を含める。

■手続きについて

- (1) 「現場代理人の兼務申請書」（別添）を新たに現場代理人の配置（兼務）をさせようとする工事主管課に提出すること。
- (2) 新たに現場代理人の配置（兼務）させようとする工事主管課は、既契約の工事主管課と協議のうえ、現場代理人の兼務がそれぞれの工事の履行に支障の恐れがない場合に承認できるものとする。

■但し書き

- (1) 施工現場において安全管理、施工管理等が確保されていないと町長（監督員）が判断した場合は兼務の取り消しを行うことができる。
- (2) 受注者の虚偽の申請、法令違反が発覚した場合は、兼務の取り消し並びに指名停止措置等をとることがある。